

三笠公園通りモニュメント小破修繕仕様書

1	修繕名称	三笠公園通りモニュメント小破修繕
2	施行場所	横須賀市大滝町1丁目
3	修繕物件	三笠公園通りモニュメント
4	修繕内容	別紙特記仕様書のとおり
5	履行期間	契約の日から令和 6年 3月 15日まで
6	特記事項	別紙特記仕様書のとおり
7	契約方法	総価による工事請負契約
8	支払方法	1 部分払い:しない 2 修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市建設部公園管理課 西山直治 046-822-9562

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

三笠公園通りモニュメント小破修繕 特記仕様書

1 修繕の概要

三笠公園通りモニュメントの維持管理・保全のために、石貼部における高圧洗浄・目地シーリング打ち換え、ステンレス部における研磨コーティングを行う。

2 施行場所

別紙位置図のとおり。

3 作業日

契約日から令和6年3月15日までの間で協議より決定する。

4 作業時間

原則、夜間での作業とする。

作業時間は、20時00分～4時00分の間で協議より決定する。

5 対象物仕様・数量、及び作業内容

・石貼部 23.2m² 高圧洗浄

73.4m 目地シーリング打ち換え

・ステンレス部 45.6 m² 研磨コーティング（高所作業車を使用）

※研磨によりステンレス部の表層の発錆を除き、フッ素樹脂を用いたクリア塗装を施すこと。

6 作業工程

(1) 作業準備

① 打合せ

(ア)作業全般における事前の打合を市監督員と行うこと。

(イ)進捗を踏まえ、中間打合をを行うこと。

(ウ)打合を行った際は、打合簿を作成すること。

② 現地調査

既存の状態及び作業範囲について調査・確認を行うこと。

③ 作業計画書・工程表の作成

現地調査に基づき、作業計画書・工程表を作成し、市監督員に提出すること。

作業計画書には、作業ヤード使用範囲、安全対策、仮設工設置範囲を明記すること。

④ 使用材料・機器の決定

使用する材料・機器について、市監督員の承諾を受けること。

⑤ 関係官公庁への手続等

業務の実施に当たって必要な関係官公庁への手続きを、速やかに行うこと。受託者が関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を監督員に報告し協議すること。

(2) 現地作業

① 交通誘導警備員の配置

高所作業車使用時、原則片側車線を通行止めとしての作業とする。通行止めに伴い、交通誘導警備員を適切に配置すること。業務施工中は、交通妨害になるような行為はもちろん、公衆に迷惑を及ぼすことのないように注意すること。

② 修繕作業

石貼部における高圧洗浄・目地シーリング打ち換え作業、ステンレス部における研磨コーティング作業に問題がないことを確認のうえ、作業を開始すること。ステンレス部においては、研磨の前に必要に応じて、高圧洗浄等の作業を行うこと。

(3) 完了

作業完了後、市監督員の確認を受ける。

7 報告書

しゅん工図書には以下を入れること。

- ① 使用材料に関する品質証明書もしくはカタログ
- ② 作業工程毎（作業前・中・後）の写真記録

8 注意事項

- ① 作業範囲への車両の乗り入れは最低限とし、駐車場は発注者側で敷地内に確保する。
- ② ステンレス部の作業には高所作業車を使用し、片側車線を通行止めとして作業を行うこと。
- ③ 作業時間外においては、交通に支障が出ないよう高所作業車等の使用機器は適切に移動させること。
- ④ 作業に当たっては、十分な安全確保を行い、事故の防止に努めること。
- ⑤ 作業中に事故や施設の破損をした時は、速やかに対策を講じ、市監督員に報告の上、請負者において責任をもって対応すること。

9 その他

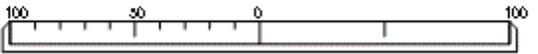
- ・作業範囲近くにある駐車場の出入り口を考慮し、通行する車両及び歩行者を安全に誘導すること。

位置図 S=1/3000



修繕箇所: 三笠公園通りモニュメント

縮尺 1 : 3000



住宅地図: Copyright (C) 2023 ZENRIN CO.,LTD (Z23JF121)

基盤地図: この地図の作成にあたっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の基盤地図情報を使用した。
「測量法に基づく国土地理院長承認 (使用) R 5Jhs 252」

